

平成29年度熊本市教育委員会優秀教職員表彰について

1 要綱の制定について

「熊本市教育委員会優秀教職員表彰要綱」制定（H29.8.31） 施行（H29.9.1）

これまで優秀教職員表彰は、「熊本市教育功労表彰規定」を根拠として実施してきたところであるが、以下の理由により、新たに根拠規定として「熊本市教育委員会優秀教職員表彰要綱」を制定したものである。

表彰対象者を「県費教職員」としていたが、平成29年度から市町村立学校職員に係る給与負担等に関する事務（権限）が本市に移譲されたことに合わせ、表彰対象者を見直した。

文部科学省が行う優秀教職員表彰者の年齢の取扱いが変更されたことに伴い、本市の表彰対象者の要件を「教職員としての経験年数が10年以上、かつ、推薦に係る年度の4月1日時点において49歳未満である者」としていた。

なお、この要綱の制定に伴い「熊本市教育功労表彰規定」の所要の改正を行うとともに、表彰の実施に関する取扱いを定めた「熊本市教職員教育功労表彰実施要領」を廃止した。

2 変更点

	新	旧
表 彰 名	「熊本市教育委員会優秀教職員表彰」	「熊本市教職員教育功労表彰」
被 表 彰 者	市立学校の教職員（小・中学校、幼稚園、高等学校、特別支援学校、総合ビジネス専門学校の教職員）	県費負担教職員（小・中学校の教職員）

3 今年度の表彰の流れ

- ・ 9月4日～9月25日 各学校長より候補者の推薦
- ・ 10月末 被表彰者の決定
- ・ 11月14日（火） 表彰式（校長園長会に於いて）

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育において、次世代を担うリーダーに相応する積極的な取組を行い、顕著な成果を挙げた教職員の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 この要綱に基づく表彰(以下「優秀教職員表彰」という。)の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、本市が設置するものをいう。以下同じ。)の教職員(校長(園長を含む。以下同じ。)及び教頭、臨時的に任用される職員並びに非常勤の職員を除く。)である者
- (2) 服務が厳正で公務員としての勤務成績が良好であり、他の教職員並びに児童等(幼児、児童又は生徒をいう。)及びその保護者等からの信頼を得ていると認められる者であって、職務の遂行に当たり、特に他の教職員の模範となる優れた実践を行い、顕著な成果を挙げたもの
- (3) 教職員としての経験年数が10年以上であり、かつ、第6条の規定による推薦に係る年度の4月1日時点において49歳未満である者
- (4) 過去10年以内に優秀教職員表彰、熊本市教育功労者表彰規程(昭和32年教育委員会規程第1号)第1条の表彰又は熊本県教育委員会表彰規程(平成3年熊本県教育委員会訓令第8号)に基づく表彰(永年勤続に係る表彰を除く。)を受けたことがない者
- (5) 過去10年以内に懲戒処分を受けたことがない者

(被表彰者の人数)

第3条 優秀教職員表彰を受ける者(以下「被表彰者」という。)の人数は、毎年度10人程度とする。

(表彰の時期)

第4条 優秀教職員表彰は、毎年度11月頃に行う。

(表彰の方法)

第5条 優秀教職員表彰は、表彰状を授与することにより行う。

(候補者の推薦)

第6条 市立学校の校長は、当該市立学校の教職員に第2条各号のいずれにも該当する者があると認めるときは、熊本市教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定めるところにより、その者を優秀教職員表彰の候補者として推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、前条の規定により優秀教職員表彰の候補者として推薦された者の中から委員会が決定する。

(被表彰者等の公表)

第8条 優秀教職員表彰を行ったときは、報道機関への情報提供その他の委員会が適当と認める方法により、被表彰者の氏名、所属及び職名その他の委員会が必要と認める事項を公表する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。